

	用語	定義
あ 行	1	朝霞市公共施設等総合管理計画 これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。
	2	朝霞市有公共施設耐震化計画 「安全で快適な生活環境づくり」と「公共施設の適正管理」を目標に、地震発生時に施設の利用者の皆さんの安全を確保し、合わせて応急活動の拠点となる施設の耐震化を進めるため、平成19年12月に策定した計画です。
	3	維持管理費 施設を定期的に運営していくために行う施設の清掃や、設備の点検費などに係る費用のことをいいます。
	4	維持補修費 市の歳出の性質別に区分した費目の1つで、公共施設を修繕するなど、その効用を維持するために要する経費のことをいいます。
	5	運営費 施設を運営するためにかかる光熱水費や人件費の費用のことをいいます。
か 行	6	改修 経年劣化などにより機能低下した部分について、元の状態以上となるように改善することをいいます。
	7	旧耐震基準 昭和56(1981)年に改正された建築基準法以前の耐震基準のことをいいます。
	8	公共施設 市が所有又は借用して運営している施設の総称です。建物や公園だけでなく、道路、橋梁、上水道、下水道とそれらの関連施設も含まれます。
	9	更新・改修費 大規模改修、耐震改修、更新(建替え)にかかる費用のことをいいます。
	10	更新(建替え) 既存の建物を新しく建替えることをいいます。
	11	個別施設計画 国が策定を要求している、個別の施設ごとの管理計画を指します。
さ 行	12	事後保全 施設に不具合が発生した後に、対処する保全方法のことをいいます。
	13	指定管理者制度 公共施設の管理や運営を、民間などに行わせる制度です。市は、施設の管理運営に必要な経費を指定管理料としてまとめて支払います。
	14	修繕 施設の破損した部分を元の状態に復旧することをいいます。
た 行	15	大規模改修 経年劣化により通常発生する消耗、機能低下に対する機能の回復を図る改修をいいます。
	16	耐震改修 耐震診断の結果、耐震性に問題があると思われる建築物に対して、補強工事をいいます。

		用語	定義
た 行	17	耐震診断	旧耐震基準で設計され、耐震性能を保有していない建物を、現行の構造基準で耐震性の有無を確認することです。
	18	多機能化	従来それぞれの目的で利用されていた諸室を、複数の用途で使えるように見直すことをいいます。
	19	建物維持管理マニュアル	老朽化が進む公共施設を市民が安全・安心に利用できるよう、施設管理者が点検するためのポイントをまとめたものです。
	20	長寿命化	予防保全や適切な改修工事等を行うことにより、公共施設の延命化を図り、長く安全に利用していくことをいいます。
	21	長寿命化改修	老朽化した建築物について、物理的な不具合を直し耐久性を向上させるだけでなく、改修時に必要とされる機能や性能の水準まで引き上げる改修をいいます。
な 行	22	延床面積	建物の規模を表すために、各階の床面積を合計した数値のことをいいます。
は 行	23	バリアフリー	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、身体及び精神に障害のある方、お年寄りなどが不自由なく施設や設備を利用できるように対策を講じることをいいます。
	24	ファシリティマネジメント	市が保有するすべての施設・資産とその利用環境を、経営戦略的な視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する活動のことをいいます。
	25	複合化	用途の異なる種類の施設を、1つの建物として一体的に整備することをいいます。
	26	扶助費	生活保護、児童福祉、高齢福祉等に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられており、自治体が任意に減らすことのできない義務的経費のことをいいます。
	27	普通建設事業費	市の歳出の性質別に区分した費目の1つで、道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費のことをいいます。
	28	包括管理委託	公共施設の保守点検や清掃等の維持管理業務について、複数の施設をまとめて民間に包括的に委託する手法です。
や 行	29	予防保全	事前に施設の不具合の兆候等を把握し、不具合が起これないように、定期的に管理する保全方法のことをいいます。
英 語	30	BTO	Build Transfer and Operateの略称です。PFIの手法のひとつであり、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式のことをいいます。
	31	PFI	Private Finance Initiativeの略称です。公共施設の整備や運営を、民間主導で行う手法のことをいいます。
	32	PPP	Public Private Partnership の略称です。公共と民間が連携して、公共サービスを提供する仕組みのことをいいます。

朝霞市学校施設長寿命化計画(第 2 期)

令和 8(2026)年 2 月

発行 朝霞市教育委員会

編集 学校教育部教育総務課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>